

資料2

狛江市福祉基本条例施行規則の一部を改正する規則(案)

令和 4年10月24日
規則第 66号

狛江市福祉基本条例施行規則（平成6年規則第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(包括的な支援体制の整備) <p>第7条 条例第20条第1項に規定する規則で定める<u>施策</u>とは、次に掲げる<u>施策</u>をいう。</p> <p>(1) 地域福祉に関する活動への市民の参加を促す活動を行う者に対する支援、市民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、市民等に対する研修の実施その他の市民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する<u>施策</u></p> <p>(2) 市民等が自ら他の市民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する<u>施策</u></p> <p>(3) 狛江市生活困窮者自立支援事業（狛江市生活困窮者自立支援事業実施要綱（平成27年要綱第23号）第4条の事業をいう。）を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する<u>施策</u></p>	(包括的な支援体制の整備) <p>第7条 条例第20条第1項に規定する規則で定める<u>事業</u>とは、次に掲げる<u>事業</u>をいう。</p> <p>(1) 地域福祉に関する活動への市民の参加を促す活動を行う者に対する支援、市民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、市民等に対する研修の実施その他の市民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する<u>事業</u></p> <p>(2) 市民等が自ら他の市民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する<u>事業</u></p> <p>(3) 狛江市生活困窮者自立支援事業（狛江市生活困窮者自立支援事業実施要綱（平成27年要綱第23号）第4条の事業をいう。）を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する<u>事業</u></p>
(重層的支援体制整備事業) <p>第7条の2 市は、前条に規定するもののほか、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」と</p>	

(中略)

改 正 後	改 正 前
<p>「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下「<u>泊江市重層的支援体制整備事業支援会議</u>」といふ。)を組織するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>泊江市重層的支援体制整備事業支援会議</u>について必要な事業は、市長が別に定める。</p> <p>(重層的支援会議)</p> <p><u>第7条の5</u> 市は、法第106条の4第2項第5号に掲げる事業を実施する者により構成される会議(以下「<u>泊江市重層的支援体制整備事業重層的支援会議</u>」といふ。)を組織するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>泊江市重層的支援体制整備事業重層的支援会議</u>について必要な事業は、市長が別に定める。</p>	
<p>(部会)</p> <p><u>第30条</u> 委員会及び小委員会は、事務を効率的に進めるため、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、<u>委員会委員</u>又は<u>小委員会委員</u>をもって構成する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>委員会委員長</u>又は<u>小委員会委員長</u>が必要と認めるときは、<u>委員会</u>又は<u>小委員会</u>の事務に関する関係者等を部会員として加えることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項に規定する部会員及び前項に規定する特別部会員は、<u>委員会委員長</u>又は<u>小委員会委員長</u>の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。</p> <p>6 部会員の任期は、<u>委員会</u>又は<u>小委員会</u>から指示された検討事項について<u>委員会</u>又は<u>小委員会</u>に報告し、了承を得るまでと</p>	<p>(部会)</p> <p><u>第30条</u> 小委員会は、事務を効率的に進めるため、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、小委員会委員をもって構成する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、小委員会の事務に関する関係者等を部会員として加えることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項に規定する部会員及び前項に規定する特別部会員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。</p> <p>6 部会員の任期は、小委員会から指示された検討事項につい</p>

改 正 後			改 正 前		
する。 7・8 (略)			て小委員会に報告し、了承を得るまでとする。 7・8 (略)		
別表第2 (第4条及び第10条関係)			別表第2 (第4条及び第10条関係)		
1 建築物			1 建築物		
区分	都市施設	特定都市施設	区分	都市施設	特定都市施設
1 学校等施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校） (2) その他これらに類する施設	全ての施設	1 学校等施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校） (2) その他これらに類する施設	すべての施設
2 医療等施設	(1) 病院又は診療所（小規模建築物に該当するものを除く。） (2) 助産所（用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。） (3) 施術所（用途に供する部分の床面積の合計が200平方	全ての施設	2 医療等施設	(1) 病院又は診療所（小規模建築物に該当するものを除く。） (2) 助産所（用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の施設に限る。） (3) 施術所（用途に供する部分の床面積の合計が200平方	すべての施設

(後略)